

—未来をひらく—

竜爪山 九条の会

りゅうそうざん
きゅうじょうのかい

会報 2017年1月発行 通巻33号

発行/竜爪山九条の会・事務局

〒420-0812 静岡市葵区古庄3-19-34 五井卓方

TEL・FAX 054-264-4918

E-mail ryusouzan9@gmail.com

URL <http://ryusou9.jimdo.com>

新しい年の始まりにあたって ますます必要な九条の会活動

古庄 北野 豊

あけましておめでとうございます。

竜爪山九条の会は今年、発会10周年を迎えます。

改憲勢力が国会で3分の2以上の多数を占め、安倍首相は自分の任期中に憲法を改正しようとしています。「美しい日本の憲法をつくる国民の会」は、「1000万人賛同者署名」をおこない、憲法改正の世論を高めようとしています。すでに自民党は「憲法改正草案」をつくっています。

しかし、冷静になって考えてみると、私たち国民の間に、憲法改正を求める声が高まっていると言える状況ではありません。憲法改正をめざしている人たちが、どうしても変えたいのは、「天皇を国家元首にすること」と、「9条を変えて、自衛隊を軍隊にすること」です。ところが、最近の「憲法改正」に関する世論調査でも、天皇を国家元首にすることについて、賛成10%に対して、87%の人が、「象徴のまま」。また75%の人が、「日本が戦後71年間、海外で武力行使しなかったのは、9条があっ



↑胸形神社絵馬 作:河野 修治

たから」と、答えています。

憲法改正の「発議」を、国会でおこなうということは、国民が「発議」をおこなうということ。国民の間で、「今の憲法じゃだめだ」「変えて欲しい」、そんな声がどんどん広がって、国会議員の選挙で、「憲法改正賛成」を公約に掲げた候補者が、たくさん当選して、3分の2を超えて、そこで初めて憲法改正の発議が国会でおこなわれることになるのです。

ところが今、多くの国民が望んでもいないのに、安倍首相が先頭切って旗振りをして、改憲の方向にむかっています。国民の声など「聞く耳もたない」強引なやり方が、きわめて危険です。

侵略戦争と国家主義に対する反省から生まれた日本国憲法を変えることは、自由のない、戦争する国へ逆戻りすることを意味します。「秘密保護法」「安全保障関連法」、さらには「共謀罪」など、一つ一つに反対の声をあげていくことが、とても大切です。そして、それとともに、日本国憲法を大切にしていける議員を、国会で多数にしていけることが大切です。

日本国憲法の危機は、日本の平和と民主主義の危機。今、九条の会の活動は、ますます重要になっています。

国民投票とは

瀬名1丁目 片野 修治

今年、英国やイタリアでの国民投票が話題になったが、投票案件の違いや制度自体ない国もあり、同列に論ずるのは無理があるかもしれない。フランスでは為政者による統治を正当化する事を目的として多用化され、一種の人気投票と化し危険視する向きもある。英国はスコットランド独立とEU離脱の国民投票があり、単一の国家が維持できない危機に直面している。アメリカ・カナダ・ドイツ・オランダ・ベルギーは住民投票は別として国民投票は憲法上規定されていない。

我が国の国民投票法は2007年5月、憲法96条に定める国民投票法に基づき与党案が可決成立し、衆院100人参院50人の議員で原案が発議され、憲法審査会での審査の後、衆参両院で3分の2の賛成で、憲法改正を国会が国民に提案される事になっている。この提案から60日以降180日以内に国民投票は実施される。

しかし成立した国民投票法は終始改憲を目的とする与党がリードした経緯があり、民主的手続きを装いつつ改憲派に有利な内容が見て取れる。

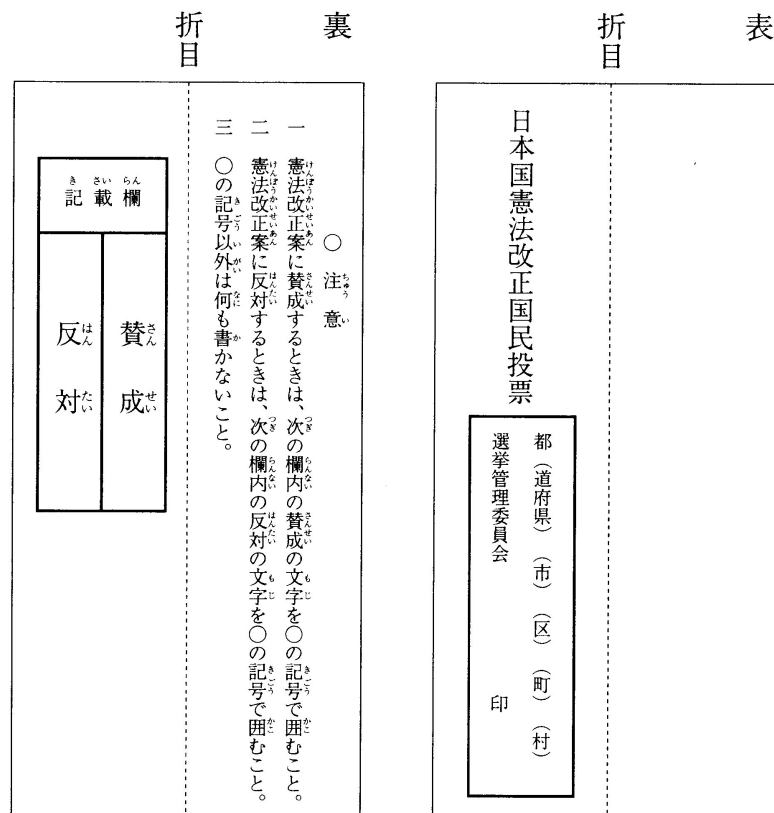
問題点

①国民投票広報協議会が改正の周知、広報、事務手続き、その他を担う事になるが、議席数に応じ改憲派の議員が多数を占める事になる。

②最低投票率が定められていない為、わずかな投票率でも国民の総意とされる。投票率は国政選挙よりかなり低くなるか？

③国民的議論の前提となる広報、周知について。政党の広報は無料で行われるが、その他の団体は投票2週間前から禁止されるが、46日から166日間は規制がなくテレビ・ラジオ・新聞・インターネット・雑誌・ビラ等自由な為、資金力のある改憲派による安易な感情やイメージに訴求する方法が多数を占めるのではないか？金で憲法を買う事になりはしないか？

④公務員や教育者による国民運動は禁止されるが憲法上の根拠が明らかにされていない等々、改憲に積極的な国会議員のイニシアティブによる国民投票法は様々な問題点を残しつつスタートする事になる。それはあたかも原発安全神話の如く、国民を金とイメージでコントロールし改憲につなげる事になりはしないか？



↑投票用紙 表と裏

政務活動費の閲覧について

瀬名 I. T.

昨年、富山県の県と市議会で政務活動費が問題になり、十数人の議員が辞職しました。それに触発され、静岡県議の政務活動費を調べてみることにしました。

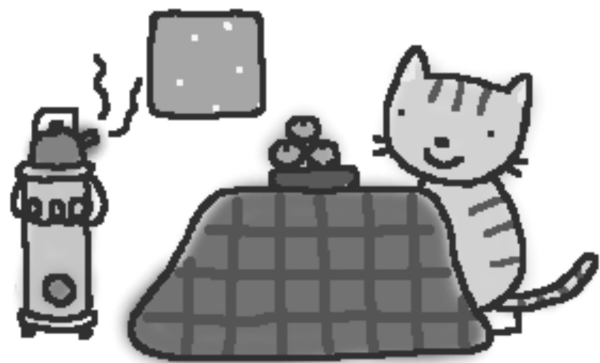
閲覧は県庁の議会棟でできます。3Fの議会事務局に“閲覧に来ました”、と声をかけると事務局の担当の方が案内してくれます。名簿に住所氏名を記入、すぐに黒テープで隠してくれます。当年度のファイルはすぐ見ることができますが、過去4年前の分は書庫の中なので、開けてもらいます。ファイルはA4サイズで、月ごとに会派、名簿順に綴じられています。閲覧する実際の書類は領収書が貼付された、当該議員が作成し、経理担当者、経理責任者、会派代表者の決済印のある「支出証拠書」と添付資料です。一枚、一枚めくって見ます。必要なものは一枚10円ですが、コピーをお願いします。

ところで政務活動費って何？

静岡県公式ホームページによると、「議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、また、議員がその職責・職務を果たすために行う活動を支えるために、議会における会派に対して交付しています」とあります。現在は議員一人当たり45万円が毎月、会派に交付され、年額540万円です。2015年は、総額3億1万円あまりが支給され、返納額が2千7百万円です。3億円近くが、議員の申請する経費項目（調査研究、研修、広聴広報、要請陳情等活動、会議、資料作成、資料購入、事務、事務所、人件）の各費用に充当（支払）されます。

このように政務活動費は活字では明確ですが、“議員の調査研究その他活動…” “議員がその職責・職務を果たすために行う活動…”と曖昧模糊なものですので、閲覧して、ウーンと唸ってしまうものが多々あります。各議員の活動スタイル、経験などを反映していますが、不自然、不適切？と思われるものも見受けられました。

最後に、現状では県民等しく閲覧できる環境にありません。ネット公開が望まれます。



今評判のアニメーション作品を1月9日静岡東宝で観た。アニメだから大したことはないだろう、と期待をせずに。

戦争前の軍港と造船の街「呉」に住み、そこで造船所に勤める男性と見合い結婚して、港を見下ろす丘の上の家に住む女性の戦後までを描いた、この史代原作の映画化である。

「呉」といえば長女の夫の両親がその出身なので行ったことはないのだが興味はあった。

戦災を描いてのアニメ映画の名作としては野坂昭如原作で高畑監督の「火垂るの墓」がある。皆さんの中にはご覧になった方もいらっしゃるでしょう。もしも未だでしたら是非この作品も併せて観ることをお勧めします。「火垂るの墓」は何度観ても最後には泣けてしまった。高校の社会科教員時代は授業で生徒に観せた。女生徒の多くは泣いていた。

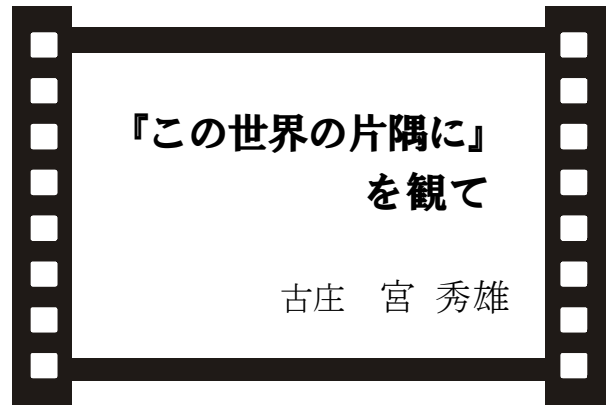
私は戦前の東京下町深川森下町の生まれ。空襲警報で防空壕に入り暗く湿った穴倉で恐怖感で泣いていた記憶は未だに時々蘇る。コオロギが襟の中に入り背中痛くなるし怖かった。3月10日の東京大空襲一か月前に父の判断で彼の郷里の新潟県の雪深い田舎町に疎開して私の一家間一髪で生き残った。疎開できず或いはしそびれた隣近所の人々は火の海の中で死んだ。

当時の軍港の様子、戦艦大和と連合艦隊が浮かんでいる風景、食糧不足の庶民の貧しい食事、米軍による焼夷弾攻撃、街中が燃え上がる情景など臨場感があった。延焼防止のために民家を強制的に取り壊すシーンもあった。私は戦車が家を破壊する現場を母と見てしまった記憶が未だによみがえる。

色彩がきれい。明暗と中間の微妙なグラデーションが素晴らしいリアルな映像に感銘を受けた。実際にあった歴史的事実をアニメにするには体験者がまだ生存しているだけに、大変な苦労と膨大な時間をかけたであろうと思うとアニメーターの苦労に賛辞を贈りたい。彼らがブラック企業の代表であるこの業界で健康を犠牲にし、奴隷的低賃金で働いているのを私は知っているだけである。彼らの苦労が実質的に報われるようになることを望む。

2000人以上の死者を出した静岡市では、はたしてこの歴史がどれだけ若い世代に伝わっているだろうか？我々はその歴史を伝える努力をしてきたか？呉の悲劇を他人事と受け取ってはならない。静岡、清水は三菱、日本軽金属をはじめ軍需産業都市でもあったことを忘れてはならない。

戦後、呉は自衛隊の基地でもある。米軍による空襲被害者としての側面では



なく広島とともに侵略戦争の基地、軍港でもあった、という視点、観点はこの映画にはない。描かれてはいない。短い時間の中でそこまでこの作品に求めるのは無理であろう、とも思った。感想を述べればきりが無いが日本のアニメ作品のなかでは後世にまで残る古典になるだろうと思う。私の見方は甘すぎるかもしれない。ロングランが望まれる。まだ未見の方には是非に、とお勧めする次第である。

天皇と生前退位

瀬名中央 関 研一

天皇がビデオ・メッセージの形で自身の言葉で「生前退位」の希望を示され反響を呼んでいる。（昭和天皇が1945年8月15日、ポツダム宣言の受諾の詔勅を放送し、戦争の天皇から平和の天皇へ衣替えしたのを思い出す）「退位できるようにした方がよい」が放送後の世論調査（共同通信社）によると86%であった。2013年NHKが行った「日本人の意識」調査で、16～29歳の若年層では天皇に対して＜尊敬＞17%、＜好感＞25%に対し、＜無感情＞55%の結果であった。自分たちが生きていくことに懸命で、政治に関心が向かない人が多いのか、祖父母の年令にあたる天皇の退位をどう考えるか尋ねても、「ご高齢なので無理のない範囲で務めていただければ」という、やさしい返事が返ってくるでしょう。

しかし「退位」を受け入れるか否かは憲法第1章と深く関係している。（明治憲法下では天皇は神の子孫で憲法以前に全統治権を掌握し代々受け継いでいる主権者であった）現憲法では天皇は日本国の象徴であり、国民統合の象徴であって国政に関する権能を有しない国民主権国家になった。象徴とは見えない抽象的なものを目に見える具体的なものに託して表現することである。国家、国民の統合の象徴とは実質的には選挙等で選ばれた統治権を担う政府機関ということになる。そこに政府が天皇を政治的に利用したり、意図せずとも天皇が政治的行為を行う事がありうることには注意すべきである。そもそも世襲の「天皇」とは職業・婚姻・国籍離脱の自由・選挙権もなく、生まれによって「国民」から区別された例外的存在で、近現代の人権思想の中核をなす自由平等の理念とは異質なもの、特別の例外的存在である。

問題は象徴たる天皇が生身の個人であるから有意味な行動や発言をするし病気にもなるし老化することから問題が生じる。憲法及び皇室典範には皇位継承、任命権に関しては規定してあるが、生前退位は予定していないのか述べられて

いない。(ヨーロッパの国々の王室は生前退位や女性の王位継承も珍しくない。)

天皇は憲法7条の国事行為の他に象徴として公的行為(例えば日本各地への旅や被災者の見舞いや沖縄・硫黄島・サイパン・フィリピン等へ「慰霊の旅」を行って来て、メッセージによると天皇の伝えたことの核心は「国民統合象徴としての役割を果たすためには、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じた」ところではないかと思う。

政府は皇室典範には手をつけず、現天皇のみ特別な理由を付して生前退位を可能にする特例法を先行させるつもりのようなのである。天皇が語って多くの国民が共感した「象徴としての公的行為」には言及せず総裁任期を延長し長期政権の座に着くつもり安倍首相は、生前退位をすませ改憲を急ぎ、「積極的平和主義」の一環として自衛隊を海外に派兵して国威発揚したい。そのためには天皇を国家元首にした方がよい。憲法99条の天皇又は摂政は憲法尊重擁護義務を負うことから、自民党憲法草案では天皇と摂政を除外してある。天皇は憲法を守る主体ではなくなり、新たに「全ての国民は、この憲法を尊重しなければならない」と書き加えられている。これでは憲法によって支配者の恣意的な権力を制限しようとする制度である立憲主義の国家ではなくなる。

『問題は天皇制であって、天皇ではない。多くの人はこれを混同している。天皇は戦争の原因であったし、やめなければ、又原因になるかもしれない。過去30年間戦争をしなかったのは国民の大多数の反軍国主義的感情であり、憲法による天皇の非神格化と非政治化であろう。このような諸条件のために、天皇制を維持しながら好戦的ではなかった。もし反軍国主義の国民感情が後退し、天皇の神格化又は神秘化とその法的権限の拡大が実現されるならば、しかるべき国際情勢のもとで、天皇制は日本を再び好戦的にするために役立つであろう』 加藤周一 1979年

講演会のお知らせ

と き 2017年2月4日(土)

開場13:00 開演13:30

と ころ 静岡音楽館AOI

7階講堂

講師 浜 矩子

演題 どうなる? 私たちの暮らし アベノミクスの真相

入場料 一般1,000円、学生500円、高校生以下無料

お問合せ 静岡市すえひろ9条の会 TEL:054-271-8438